

ご安心ください

マイナ保険証がなくても 保険診療を受けられます

- 現行の保険証は令和6年12月2日で発行を終了します。
- 現在お持ちの保険証は、有効期限の範囲内で令和7年12月1日まで使用できます。
- 鶴居村国民健康保険や北海道後期高齢者医療保険の保険証は、令和7年7月31日まで使用できます。
- マイナ保険証での受診が困難な方（要介護の方や障がいをお持ちの方等）については、申請いただくことで資格確認書をご利用いただけます。

マイナ保険証	あてはまるものをご確認ください	医療機関を受診する方法
あり	■マイナンバーカードを取得していて、保険証の利用登録をした（※1）	マイナ保険証を使って受診します。
なし	◆マイナンバーカードを取得していない ◆カードは取得したが保険証利用登録していない ◆保険証利用登録を解除した（※2） ◆電子証明書の更新を忘れた（※3） ◆カードを返納した	資格確認書 を使って受診します。 ※現在お持ちの保険証の有効期限前に、自動的に保険証の発行元から保険証の代わりになる「資格確認書」が届きます。

※1：カードの取得や保険証利用登録は任意です。

カードの申請や受取が難しい方はご相談ください。

※2：保険証利用登録の解除申請は保険証の発行元（保険者）が受けつけています。

※3：電子証明書の更新を忘れた方も有効期限から3か月間はマイナ保険証が使えるようになっています。



お問合せ先（鶴居村役場）

マイナンバーカードに関すること： 住民生活課 窓口サービス係
国民健康保険・後期高齢者医療保険に関すること： 住民生活課 保険年金係
電話番号： 0154-64-2113（直通）